

平成24年 8 月 27 日提出

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部改正について

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1第4項第4号中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表の第1第6項第11号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に改め、同表の第1第11項第2号中「ふき取り検査」を「拭取り検査」に改め、同表の第2第4号ア中「又は同条第4項に規定する三類感染症」を「、同条第4項に規定する三類感染症又は同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症」に改め、同号イ中「第6条第10項」を「第6条第11項」に改め、同表の第2第8号イ中「つば」を「唾」に改める。

別表第2第2項第7号中「はし」を「箸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。